

## 第8回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月8日(木) 午後3時00分～3時15分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 高田 洋子
  - 5番 齋藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
    - 第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

|          |   |
|----------|---|
| 会長（横山）   | <p>それでは只今より、第8回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>  |
| 事務局長（吉田） | <p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>   |
| 会長（横山）   | <p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第8回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番高田洋子委員、同じく5番齊藤澄博委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局長（吉田） | <p>議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）であります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和6年2月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。</p>   |
| 会長（横山）   | <p>事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より説明をお願いします。</p>   |

|          |  |
|----------|--|
| 事務局長(吉田) | <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。以上です。</p>  |
| 会長(横山)   | <p>事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>次に議案第21号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について事務局より、説明を願います。</p>                         |
| 事務局長(吉田) | <p>議案第21号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年2月8日、邑楽町農業委員会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>  |
| 会長(横山)   | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>   |
| 10番(小林)  | <p>10番小林です。2月5日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページから9ページを参照してください。申請地は県道矢島大泉線と孫兵衛川に接しているところにあります。本案件は農地の畑地化を行い、自ら野菜を生産するため嵩上げ工事であり、工事が完了するまでの一時転用となります。農地区分は第1種農地として判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p> |
| 会長(横山)   | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>会長（横山）</p>   | <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に議事日程第3、報告第8号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番から3番について、事務局より一括して報告願います。</p>   |
| <p>事務局長（吉田）</p> | <p>報告第8号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和6年2月8日、邑楽町農業委員会長、横山正行。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については11ページをご参照ください。番号2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については11ページをご参照ください。番号3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については11ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> |
| <p>会長（横山）</p>   | <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第8回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和6年2月8日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>高田 洋子</u></p> <p>委員 <u>齊藤 澄博</u></p>   |